

東京二十三区清掃一部事務組合
管 理 者 殿

東京二十三区清掃一部事務組合
監査委員 本 間 敏 明
監査委員 吉 住 健 一
監査委員 和 田 ひ で と し

令和 2 年度定期監査、工事及び委託監査、財政援助団体（東京二十三区清掃一部事務組合職員互助会）監査の結果について（報告）

このことについて、地方自治法第 199 条第 4 項、第 5 項及び第 7 項の規定に基づき下記のとおり監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を報告します。

なお、山本亨監査委員及び磯一昭監査委員は令和 2 年 6 月 25 日まで関与し、吉住健一監査委員及び和田ひでとし監査委員は同年 6 月 26 日から関与しています。

記

第 1 定期監査

1 監査実施期間

令和 2 年 7 月 7 日から令和 3 年 2 月 18 日まで実施した。

2 監査対象（全所属）

総務部、清掃技術訓練センター、清掃事業国際協力室、施設管理部、各清掃工場及び中防処理施設管理事務所、建設部、会計室、監査事務局、議会事務局

3 監査の範囲と観点

（1）監査の範囲

平成 31 年 4 月 1 日から監査実施当日分まで

* ただし、契約関係は令和元年度分の事務処理について監査した。

（2）監査の観点

① 東京二十三区清掃一部事務組合（以下「清掃一組」という。）の予算執行、収入、支出、契約、現金及び有価証券の出納保管、並びに財産管理等財務に関する事務の執行が法令等の趣旨に沿って適正に行われているか。

② 事務事業が計画や目的に沿って実施され、かつ経済性、効率性、有効性の観

点から適切に執行されているか。

また、令和2年度定期監査実施計画に定めた重点監査項目、「気づいた点の対応状況について」についても監査を行った。これは、昨年度に注意・指導したことが是正されているか、という視点で対応状況を確認した。

4 監査の方法

定期監査については、監査資料等に基づき、書類審査、事情聴取及び実査等により行った。

また、清掃工場、中防処理施設管理事務所及び清掃技術訓練センターの監査については、令和2年4月7日の緊急事態宣言発令を受け、期間を短縮し、新型コロナウイルス感染防止対策の一環として監査人員を減らし、対象範囲を縮小して実施した。

ただし、本庁監査については、例年通り実施した。

5 監査の結果

事務事業の執行については、概ね適正に処理されており特に指摘する事項はなかったが、注意・指導を要する事項があったので意見を述べる。

なお、一部の事務処理に見受けられた軽微な誤りについては、監査の過程で担当部課等に対し指導を行った。

6 意見

(1) 全般的事項

決裁文書、勤怠関係書類、各種帳簿等において、毎年度繰り返される押印漏れ、必要事項の記載漏れ、訂正方法の誤り等の事務処理ミスが散見された。事務処理上取扱う文書は、改ざん等の誤解を受けないよう適切に記載及び訂正しなければならない。各職員が行政文書であることを改めて認識するとともに、管理監督者においては日常業務の中で適時・適切に指導を行い、適正な事務処理に努められたい。

(2) 現金出納簿

現金出納簿について、今年度も記帳漏れや誤り、記載方法そのものの誤り、資金前渡受者や金銭出納員の異動に伴う引継ぎに関する事務手続きの一部が行われていないものなどが見受けられた。現金出納簿等会計帳簿は、公金の適正管理に欠かせないものであり、「東京二十三区清掃一部事務組合会計事務規則」に基づき、記録整理しなければならない。各所属においては、「会計事務の手引」等を再確認し、適正な事務処理に努められ、併せて、所管部課は判断基準や事務処理方法を改めて周知し、円滑な運用を図られたい。

(3) 契約事務

契約の手續きについて、今年度も契約業者が同一で、契約内容が類似し、契約期間が近接するなどの契約を締結しているものが見受けられた。経費節減と事務作業の効率化を目指し、また透明性を確保するうえでも適正な契約手續を行うことを検討されたい。

(4) 前年度の気づいた点への対応状況（重点監査項目）

今年度の重点監査項目において、給与・サービス・財産物品等の事務及び契約事務全般で、前年度に注意・指導したことが、令和元年度に是正されたかを確認した。

結果は、一部ではあるが是正されていないものがあった。

今後も、人為的なミスの防止や認識不足の解消に向け、研修等の実施によるサポート体制の強化と併せて二重三重の事務処理チェック体制についても検討されたい。

第2 工事及び委託監査

1 監査対象

契約金額100万円以上の工事及び委託

施設管理部、各清掃工場及び中防処理施設管理事務所、建設部所管に係る案件

2 監査の実施期間・範囲・方法

種別 項目	契約金額100万円以上500万円未満の工事及び委託	契約金額500万円以上の工事及び委託
監査実施期間	令和2年7月13日（月）から 令和2年8月14日（金）まで	令和2年9月7日（月）から 令和3年1月22日（金）まで
監査の範囲	令和元年度（平成31年度）に契約したもの又は契約変更したもの	・令和元年度（平成31年度）に契約したもの又は契約変更したもの ・平成30年度以前に契約したもので、令和元年度（平成31年度）内に完了したもの、又は令和2年度以降継続しているもの
監査方法	対象となる工事及び委託576件中79件（13.7%）を抽出し、監査資料等に基づき、書類審査、疑問点などの確認を行った。	対象となる工事及び委託383件中50件（13.1%）を抽出し、監査資料等に基づき、書類審査及びヒアリングを行った。

* 契約金額100万円以上500万円未満の工事・委託について、例年は定期監査時に併せて行ってきたが、令和2年4月7日の緊急事態宣言の発令を受け期間を短縮し、新型コロナウイルス感染防止対策の一環として範囲を縮小し、また現場に赴かず書類審査のみで実施した。

なお、契約金額500万円以上の工事・委託についても、範囲を縮小して実施した。

3 技術調査委託

技術調査は、外部の専門技術者が第三者の立場で、当該事業に係る計画や設計、積算等に関する事項が適切に行われているかを、プラント工事に精通している技術士（電気・電子・情報）が調査し評価を行うものである。今年度は「特定非営利活動法人 地域と行政を支える技術フォーラム」に委託して実施した。

調査対象：板橋清掃工場プラント制御用電算システム整備工事

委託期間：令和2年9月30日（水）から令和3年1月22日（金）

4 監査の着眼点

監査にあたっては、工事は設計・仕様書、積算、施工、委託は設計・仕様書、積算、業務履行の3分野ごとに着眼点を設定し実施した。

また、「設計・積算」を重点監査項目とし、設計図書及び積算が適切であるかについて検証を行った。

5 監査の結果

監査対象期間における工事及び委託については、概ね適正に執行されており特に指摘する事項はなかったが、一部に以下のような注意・指導を要する事項があったので意見を述べる。

6 意見

(1) 工事・委託共通

- ① 齟齬なく読みとれる、明確でわかりやすい仕様書・図面を作成されたい。
- ② 設計内訳書の内容は仕様書・図面記載事項と整合を図られたい。

(2) 工事

- ① 設計内訳書の工費は積算基準等に則り、分割可能な場合は、作業種別ごとに分けて計上されたい。
- ② 設備更新工事においては既存設備を事前に十分調査し、設計に反映されたい。
- ③ 仕様書記載の協議で行うことができる「軽微な変更」は「現場取合いなど」の範囲であることを監督員は十分に確認されたい。
- ④ 受注者が提出する発生材報告書の内訳、材料搬入予定（実績）調書内訳書の内容について監督員は適切に記載されていることを確認されたい。

(3) 委託

- ① 設計変更後の仕様書を作成する際は変更内容を十分に反映されたい。
- ② 植栽維持管理の記録写真は履行を確認するための重要な記録資料にもなるので、第三者にも業務の成果がわかるように撮影方法等を工夫されたい。
- ③ 植栽維持管理等の委託で、高木剪定など高所での作業がある場合は、必要な安全対策等を特記仕様書に記載することを検討されたい。

第3 財政援助団体監査（東京二十三区清掃一部事務組合職員互助会）

1 監査実施日

令和2年7月7日から令和3年2月18日まで実施した。

2 監査対象

東京二十三区清掃一部事務組合職員互助会（総務部所管）

3 監査の範囲及び方法

平成31年4月1日から監査実施当日まで（契約関係は令和元年度分）までの書類について監査した。

財政的援助に基づく事業運営が援助の目的に沿って適正かつ効率的に行われているか、出納その他の事務が適正に行われているかを主眼として実施した。

4 監査の結果

事務事業の執行については、概ね適正に処理されており特に指摘する事項はなかったが、注意・指導を要する事項があったので意見を述べる。

5 意見

互助会事務に携わる職員においては、職員互助会経費に公金が含まれているという認識を持ち、適切な事務処理に取組まれ、併せて、管理監督者においては、組織内のチェック体制を整備するとともに、職員への注意喚起と指導に努められたい。